

令和3年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第2回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第2回）		
日時	令和3年9月21日（木）午後2時～4時		
場所	春木市民センター3階 多目的ホール		
出席委員	石元委員（会長）、高松委員（副会長）、上杉委員、副島委員、奈良岡委員、石川委員、吉田委員、柿本委員、小西委員、谷委員、新田委員、鈴木委員、西野委員 （以上 13名 出席 欠席 2名）		
事務局	谷口市民環境部長、河内人権・男女共同参画課長、古森主任		
関係者	人権教育課 松本指導主事		
傍聴人数	0人		
次第	<p>①前回審議会における課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体への意見聴取について ・ 岸和田市におけるホームレスの実態及び新型コロナウイルス感染予防のためのワクチン接種について ・ 刑期を終えた元暴力団関係者の社会復帰について <p>②人権施策推進プラン骨子案説明</p> <p>③人権施策推進プラン骨子案に関する審議</p>		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 岸和田市人権施策推進プラン（骨子案） …資料1 ・ 事務局の懸案事項について …資料2 ・ 取り組むべき主要課題に関するアンケート実施団体…資料2-1 ・ 第5章取り組むべき主要課題と施策の実施 抜粋 …資料2-2 ・ 第5・6章関係追記案 …資料2-3 ・ 岸和田市人権施策推進プラン体系図（案） …資料3 ・ 前回審議会における課題について …資料4 ・ 用語解説について …別紙 ・ 令和3年度第2回審議会資料の修正の概要 …別紙2 		

〈議題等〉

【案件】

- (1) 前回審議会における課題について
 - ①障害者団体への意見聴取について
 - ②岸和田市におけるホームレスの実態及び新型コロナウイルス感染予防のためのワクチン接種について
 - ③刑期を終えた元暴力団関係者の社会復帰について
- (2) 人権施策推進プラン骨子案説明
- (3) 人権施策推進プラン骨子案に関する審議

〈概要〉

【会長】

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。このコロナ禍にあって、いろいろな問題、とりわけ人権の視点から見て様々な問題が顕在化しております。こういった問題を振り返りますと、例えばハンセン病、それから1980年代以降のHIV、エイズの問題、こういった感染症と通ずるところが大きいと思います。病気になった方を自業自得だと言って非難するというような点はそれぞれ共通して見られます。

ついこの間の新聞でも、日本とアメリカ、イギリス、中国も入っていますが「コロナに感染した人は自業自得と思うか」といったアンケート調査が紹介されていきました。欧米諸国については、自業自得だとみなすのは1%から2%ですが、日本は12%もあったということです。病気になった方はいわゆる弱者になるわけですが、弱者を非難する、あるいは弱者をバッシングするといったことが顕在化していると思います。ですから私たちは、この審議会のメンバーとして、こういった情報も共有しながら議論を深めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次第にそって進めてまいります。まず、前回審議会における課題について、何件か挙がっておりました。これにつきまして事務局からご説明よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、前回審議会におきまして、いただいておりますご質問について説明いたします。

〈 議事①について、資料4により説明 〉

まずは障害者団体からの意見聴取について、でございます。

前回、審議会において障害者団体への意見聴取についてご意見をいただきました。審議会終了後に新たに9団体より人権尊重のまちづくりアンケートの回答をいただきました。

続きまして、岸和田市におけるホームレスの人の実態及び新型コロナウイルス感染予防のためのワクチンの接種について、でございます。現在、本市におけるホームレスの人の状況につきましては、今年1月以降0名でございます。

続いて予防接種の状況ですが、ホームレスの人の接種希望がなく、接種件数は0件でございます。

接種の希望があった場合、接種希望者の住民票の有無、具体的には住民票がいずれかの市区町村にある場合、どこにも住民票がない場合で手続き方法が変わりますが、それぞれ接種いただける体制を整えております。

最後に、本市における刑期を終えた元暴力団関係者の社会復帰について、でございます。まず口座開設につきましては、市としてできる支援はございませんでした。次に住宅確保への支援につきましては、元暴力団関係者のみを対象とした支援ではございませんが、令和元年度に岸和田市居住支援協議会が設置され、岸和田市社会福祉協議会が中心となって、住宅確保に配慮を要する人の支援をしています。社会福祉協議会は、家賃債務保証会社に緊急連絡先を提供し、家賃滞納や近隣からの苦情対応などに応じたり、入居者の地域定着のための定期的または随時の訪問などによる見守りを実施したりしています。3点目です。地域からの排除防止のための社会全体の理解促進について、でございます。岸和田市で保護司の

方々が、関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行っておられます。その拠点である「更生保護サポートセンター」の支援のほか、更生保護に関する団体や機関と連携して「社会を明るくする運動」などの啓発活動に取り組んでいるところでございます。以上です。

【会長】

ありがとうございました。前回の審議会でご質問やご要望が出た点について、主に3点のご説明がありました。これに関しまして、委員の方々に何かご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では前回の課題については、何かありましたらお出しいただくということで結構ですので、次に移っていきたいと思います。

議事の2番目ですが、人権施策推進プラン骨子案説明ということで、資料に基づいて事務局からご説明いただけるでしょうか。

【事務局】

今回、改訂しようとするプランは、本市のあらゆる施策に人権の視点を反映させるための方向性を示すものでございます。様々な人権問題を解決するためには「課題ごとに細分化した具体的な事業」の実施が必要となります。

具体的な事業につきましては、本プランにそって、年度ごとに実施計画を設定し、進捗管理をしていくこととなります。つまり、新しいプランを策定した後、市が毎年の実施計画を策定し、推進状況を皆さまにご報告するという流れになります。

そのため、より具体的な施策につきましては、今後、実施計画を作成する際の課題として、改めてご意見をお伺いしたいと思います。ご理解たまわりますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事②「人権施策推進プラン骨子案説明」について、資料1「骨子案」及び資料3「体系図（案）」に基づいてご説明させていただきます。

〈 議事②について、資料1, 3により説明 〉

【会長】

ありがとうございました。資料1の骨子案と資料3の体系図に基づいてご説明がありました。これに関しまして、お気づきの点やご質問を委員の方々からお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

第5章「取り組むべき主要課題と実施施策」の主要課題ですが、法務省の17の課題を参考にしているとおっしゃっていましたが、毎年状況に応じて、この17を多少変えていっています。今一番新しい啓発活動強調事項を参考までに申し上げていいでしょうか。比べていただいで参考になることもあると思います。

「1 女性の人権を守ろう」「2 子どもの人権を守ろう」「3 高齢者の人権を守ろう」「4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう」、それから5番目、こちらでは部落差別という言葉を出してきています。部落差別解消法でかなり部落差別に関することは、部落という言葉を経率的に使っていきましょうという前向きな法律であると思います。それによって「5 部落差別（同和問題）を解消しよう」ということになっています。6番目が

違うんですが「6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」「7 外国人の人権を尊重しよう」「8 感染症に対する偏見や差別をなくそう」「9 ハンセン病患者・元患者、その家族に対する偏見や差別をなくそう」でここに家族という言葉が加わっています。「10 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」「11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」と家族という言葉が加わっております。「12 インターネットによる人権侵害をなくそう」「13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」「14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」「15 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう」、16番は家族という言葉が前に入り込んでいますので「16 人身取引をなくそう」ということになっております。「17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」というのが、私たち人権擁護委員が参考にしている一番新しい17になります。何かの参考になればと思い、申し上げました。

【会長】

ありがとうございました。テーマとして抜けているのが、アイヌの問題と人身取引の問題です。東日本大震災の問題が抜けているのと、資料3の体系図では当事者家族の人権という、家族がひっくるめて独立しているという違いがありました。合わせるところは合わせていくほうがいいですし、これに関しまして他の委員の皆さまからご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【委員】

6番はアイヌの人の偏見や差別というよりも、こちらの地域で暮らす外国籍の人の人権のほうが、岸和田市にとってはいいのかなと思います。

【会長】

要するに、資料3の6番の前に現在の法務省ではアイヌが入って、ずれていくわけです。ですから外国人の人権も入っているわけです。アイヌに関しましては、2019年に新しく法律ができていますので、入れておく必要があると思います。法務省の人権課題と照らし合わせた場合に、どうしてアイヌだけ抜けているのかという意見も出てくるかと思ひますし、岸和田市にいないと断言できるのか。ホームレスがゼロだから挙げないのかということになりますので、これは入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。関連して他の委員の方からご意見ございましたら、お出しただけたらと思ひます。

では、入れるということ考えていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

【委員】

体系図の「第2章 人権施策の現状と課題」、骨子案の27ページを見ますと「②高度情報化社会による影響」という部分があります。個人だけではなく、行政や団体や法人なども運営の中で対応をしっかりとしないといけないと思ひます。この情報化社会の中では、漏洩や監視、情報収集の方法といった問題がわからないままに情報収集装置などを利用しますと、1億人いても国民ひとり一人の行動基準がそのシステムの中では取得されてしまいます。そういう不正があります。個人情報を大量に専門業者に売却するということが数年前にありました。そういうところが課題なのではないかと思ひます。

【会長】

個人情報漏洩したり、個人情報を不正に取得するといった、情報社会ならではの問題があるので、それも人権の視点から見て非常に大きな問題です。そういった記述を《社会情勢に基づく変化》のところで課題のところでそれぞれに入れたほうがいいということでしょうか。

他にどうでしょうか。

【事務局】

先ほどの17の課題についてもう一度教えていただきたいです。第1期の委員の皆さまにお世話になって作りました人権施策基本方針の中で17の項目を決定いたしました。17番目が「様々な人権問題」ということで、例えば「アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が混在していること」という、アイヌの方々に対する人権侵害のこと、それから「自殺（自死）に関する対応が課題となっていること」「福島第一原発事故により避難している人への偏見や差別があること」、そして人身取引に関すること、それから「見た目問題」など様々な差別については、この17番で対応していくということでした。

アイヌの人々に対する施策について、新たに項目を起こすという解釈でしょうか。それとも、この方針に則って17番目として様々なもののひとつとして捉えるということでしょうか。

【会長】

資料1の75ページを見ますと、様々な人権問題として、16までに挙がっていない人権課題をフォローしております。この様々な人権問題の中から1つ項目として独立させてもいいという意見もあるかと思うのですが、17番の中に「見た目問題」も含めて様々な人権問題を扱うということになっておりますので、現行のままでいいかと私は思います。第5章に挙がっている17の人権課題でいいのではないかと思います。他のご意見ございましたら、どうぞお出しください。よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。ないようでしたら私から1つお聞きしたいことがあります。

骨子案の39ページですが、ちょうど第5章でそれぞれの人権課題ということで、同じような書き方になっています。その中で「女性の人権」のところでお聞きしたいと思います。「(3) 今後の取組」ということで「1) 市民が取り組むこと」で「女性一人ひとりが自尊心を大切に、自分らしい暮らしを実現します」、その次に「仕事や地域活動など、あらゆる場面で女性が活躍していくことをめざします」となっており、それぞれ市民が取り組むことに入っています。

そうすると、それぞれの市民が実現するという意味でしょうか。あるいはそれぞれの市民がめざすということでしょうか。その次の「子どもの人権」でも「市民が取り組むこと」とあります。市民が取り組むことというので挙げられると、かなり違和感があるのですが、こういう書きぶりはどうなのかなと思いました。

【事務局】

このプランですが、市民の皆さまに取り組んでいただくこと、そして事業所、団体、地域の皆さんに取り組んでいただくこと、そして何より市自身が取り組んでいくこと、この3つ

の主体があるのではないかと考えております。その中でご指摘いただきましたように、言葉の使い方などが、あまり適切ではない部分があったかと思っております。実は皆さまに資料を送らせていただいた後に、事務局で再度検討いたしました。

今日お配りさせていただいた別紙2の5ページをご覧ください。その40番の欄に、まさしくご指摘いただいた分について表現をこのようにしてはどうかというふうに考えましたので、読ませていただきます。1点目にご指摘いただいた分ですが「女性一人ひとりが自尊感情を大切に、自分らしく生きることを尊重します」としています。また「仕事や地域活動など、あらゆる場面に女性が参画し、活躍することを尊重します」というふうに、市民の皆さん一人ひとりが頑張っていられることとともに、周りでそのような方がおられたら、その方のご意向を大切にしてい、尊重していき、進めさせていただけたらと考えます。

【会長】

「実現します」や「めざします」だと選挙の公約のように思えるので、かえって市民の方々にこうなさいというような押しつけのニュアンスがありました。言葉を適切なものに変えていくということでお願いします。

他にどうでしょうか。

【委員】

この「市民が取り組むこと」「事業所・団体・地域が取り組むこと」というのは差支えないと思いますが、プランは市が作ったものでありますから、その姿勢で書くことが必要だと思います。ですから市民に押しつけるような印象を与えるのはよくありません。もちろん市として市民にこうあってほしい、あるいはそのためにこういうサポートをするというような書き方であればいいのですが、全体のそういうところから見直していただく必要があるのではないかと考えています。

【会長】

ありがとうございます。この点については全面的に文言を検討して書き直すということでお願いいたします。

他にどうでしょうか。

【委員】

今のところに補足というか同じような考えですが、私は子どもの権利について取り組んでいる者です。しつけや体罰のところですが、考えとして、しつけは体罰ではないと思うので考えとしては共感するのですが、これを市民の皆さまに言ったときにとっても反発というか、そんなことでは子育てできないという反応が、今の日本の社会では返ってくる人が多いです。これだとお父さん、お母さんのほうが追い詰められてしまうところがあると思います。その考え方は最終目標として、こうあるべきだというのはいいと思いますが、そのために啓発や、体罰を伴わない子育てとはどんなものだろうというところから始めないと、反発も受けるのではないかと考えています。そのあたりが気になります。

【会長】

ありがとうございます。その点について書き方を考えていきたいと思えます。骨子案で言いますと、42ページの市民が取り組むことの3番目に挙がっています。

他にどうでしょうか。私から2点ご指摘したいところがあります。

1つが骨子案の52ページです。市の取組の概要のところ、同和地区が岸和田市の場合存在しないために、同和問題の重大さや深刻さが認識されることが少なかったということに触れています。その下の市民意識調査結果ということでいろいろと上がっていますが、その中でぜひ入れてほしいのが、今回の市民意識調査で「あなたはこの5年間で次のようなことを直接聞いたことがありますか」という問があります。何を聞いているのかというと、例えば「同和地区の人とは付き合いはいけない」「同和地区の子どもとは遊んではいけない」「同和地区の人とは結婚してはいけない」、それから「同和地区の人たちは無理難題を言う」「同和地区は治安が悪い」「同和地区の物件は購入しないほうがいい」といった発言を挙げて、この5年間で直接聞いたことがあるかを問うています。そうしますと「どれかを聞いたことがある」と答えた人が30.2%いました。3割の人がこの5年間でそういった部落問題にかかわる差別的な内容を含む発言に出くわしている、聞いているということで、そういう意味では非常に部落問題が身近な問題としてあります。このところを市民意識調査結果として挙げておくことが大事ではないかと思います。

それから57ページで、指標として挙がっている中の4番目「ヘイトスピーチは許されないと思う」、これの現状が39.1%です。これを高めていこうということで、高めていくのはいいのですが、ただこれだけを見ますと、ヘイトスピーチは許されないと思う岸和田市民は4割しかいないのかと思ってしまいます。逆に言うと6割の人はヘイトスピーチを肯定しているのかと誤解されます。実はこれは選択肢としては「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、ヘイトスピーチには共感しない」という選択肢と並んで「ヘイトスピーチは許されないと思う」というのがあります。ヘイトスピーチは問題がないと答えている人は2.8%しかいません。選択肢の挙げ方で結果的にこういう数字になっていますので、そのところに注釈を入れるのか、それとも外すのか、いずれかをしたほうが誤解を与える書き方になっているように思います。ご検討をお願いしたいと思います。

【委員】

39ページの指標で「同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だと思う」の現状は74.1%です。つまりこれは問題視している人が74%だということです。それを目標として下げるということになるのでしょうか。これは上がることを期待していたのだと思います。これが事実としてあることは問題ですから、その事実は少なくなったほうがいいですが、この指標からいけば問題だと思う人が7割ほどいますので、それを増やすことになると思います。現状と目標の間の矢印を考えていただかないと誤解されてしまうと思いますし、私が考えるに、ここは矢印が下がることにならないのではないかと思います。

それから52ページですが、これは調査票を見ればいいのですが「同和地区の結婚相手との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたときの態度」に「肯定的」と「否定的」とあります。これだけを見ていると、親戚が反対しているわけですから、それに対して肯定的というふう読み解いてしまう。結婚そのものに対して肯定的ということだと思うのですが、逆に捉えてしまうこともあります。そのあたりも慎重に記述する必要があるかと思えます。

それと気になるのが、いろんな課でどのように取り組むのかということを含めて記載しているのですが、生涯学習課がほとんど出てこない。啓発にしろ学習にしろ、そこがほとんど出てこないのはいかがなものかと思います。社会参加の促進においてもそうですし、高齢者あるいは障害のある人、ない人の活躍についてもそうだと思います。岸和田市も生涯学習には熱心に取り組んでおられるとは思いますが、そのあたりが反映されていないということがあります。

57 ページにも出てきますが「多文化共生教育の推進」のところで、日本語教育のことがでてきますが、子どものことについては出てきますが、成人した人の日本語教育の保障をどのように考えているか、ここには出てきていません。

もちろん岸和田市では夜間中学があるので、そこですするというのは承知しているのですが、生涯学習の分野がほとんど出てこないのが大変気になっています。

【会長】

どうもありがとうございました。39 ページについては、おっしゃるとおり矢印が間違っているのだと思います。こういうことがないように、他の点についても点検していきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

【委員】

意見というか、アイヌの方たちについてと外国籍の方たちについてのことです。文化の違いや母語の違いによる暮らしにくさや、伝統的な自分の文化を守っていけない、そのような問題もあると思えます。ろうあ者の中で手話だけで生活している人たちもいます。今でこそ社会的に認められるようになりましたが、日本語という音声言語の文化と、手話という日本手話の文化との違い。言語の体系が違います。例えば外国語と同じようになってくるのではないかと思えます。世間の人たちや委員のみなさんもおそらくそういったことはご存知ないと思えます。そういった違いがあります。

以前の審議会のときに、外国籍の人と結婚して子どもが生まれた、日本人の父親が亡くなって外国籍の母親が日本語がわからないので、様々な苦労があったという話があったと思えます。手話だけで生活をしている、聞こえないろう者というのは、ほとんど 60 歳以上の高齢者が多いと思えます。その方たちが亡くなって、子どももいない、配偶者が 1 人で生活されている方もいらっしゃいます。それは外国籍の方とも共通する問題、課題ではないかと思っています。その方たちへの支援、そういう専門の方たちも少ないという問題が共通しているのではないかと思えます。外国籍の方たちの問題もあるかと思えますが、そういうことを上手に説明しづらい、理解してもらうことが難しい。生まれ育ってきた歴史的な背景や日本の教育の歴史も含めて理解していただかないと、なかなかそういう方たちの問題の理解につながらないように思えます。どのような話をすればいいのか、私自身もいつも考えています。アイヌの方たち、外国籍の方たちとともに、聞こえない方たち、手話だけで生活する方たちのことも含めて考えていただけたらいいなと思えます。

【会長】

どうもありがとうございました。そうしますと、骨子案の 48 ページからの障害のある人の人権の個所になりますが、何か文言を加えたほうがいいのかということでしょうか。

【委員】

例えば、障害者差別やいじめの問題を相談する窓口があると思います。そこで相談が手話での対応が難しいということで、手話通訳者を呼んで対応できますが、そこまでやるのかどうか。自分の中でいいことか悪いことか判断できないと思います。

旧優生保護法というのがあるのですが、その被害者がいらっしやって、岸和田もHPでいろいろ情報発信をするのですが、文字を読めない、インターネットでアクセスができないという人が多いです。外国人であれば違う言語で説明できるのですが、日本語がわからないので、ろう学校で勉強した人は日本語を知らない、読めないということもあります。手話で暮らしている人と日本語で話ができる人とは暮らし方が違います。そういうことがわからないという部分で、差別につながる可能性があります。こういうところをどうわかっていただけるでしょうか。うまく文章をどう入れ込んだらいいのか考えます。

【会長】

例えば、55 ページの「地域で暮らす外国籍の人の人権」だと、通訳のサポートをするだとか、相談窓口で多言語で対応できるように配慮するというようなことが課題として挙がってくるわけですが、それと同じように障害のある人についても、単に相談窓口を設ければいいという問題だけではなく、そこで手話通訳のサポートや様々な配慮をしていかないと、相談窓口があるだけでは意味がないということになりかねません。そういう点を入れていく。日本語が通じない、手話言語でないと通じないとか、様々なバリアがあるということをもまず認識して、それに対応できるような相談窓口やサポート体制を取っていかないといけないということを入れ込んでいくという主旨をおっしゃっているという理解でよろしいでしょうか。

【委員】

そうです。

【会長】

そうしますと、今すぐどういう文章をというわけではなくて、委員で考えていただいた文章を事務局にお寄せいただくということをお願いできますか。

【委員】

承知いたしました。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

24 ページの子どもの人権の活動の中で気になることで「親子は一緒に暮らすことが子どもの幸せとは限らない。親が問題を抱えている場合は、かえって子どもの人権が侵されることがある」とありますが、ここがちょっとよくわかりません。だから一時保護や施設保護が重要ということなのでしょう。3年程度前に国が示した指針では、現状では法改正をしています。100年前から行われてきた施設保護の措置が、様々な理由で親とともに暮らせない子どもたちが施設の中で生きて発達をしていった経緯があることは貴いことだと思います。現在の世界的な子どもの人権を考える視点の中で、一時保護や施設入所による、親の子どもを育てる権利が裁判でよくケースにされるわけですが、極力そういう問題に取り組んでい

多くの専門家は、親権をはく奪することは最終的な手続きであるとしています。親が一時的に見られない状況に代わって、施設の保護から方針を変えて、30年代の中頃くらいには7対3くらいの割合で、里親による保護を進めていくという方針を打ち出しています。

国の方針としてはそういうふうに変わっているわけですから、ここに施設保護を今後とも必要とするとは書いていませんが、必要な役割というのは今までの役割と変わってあると思います。

国連が何年かおきに日本に来て、いつも人権侵害があるのは同和問題のこともあります。が、子どもの権利のところでは問題が抵触している、いまだに子どもの権利が達成されていないということになっています。先進諸国の方だけではなく、私たちソーシャルワーカー協会へイラクから来られたときに、「戦闘状況にあった私たちの国でも施設に預けるということはない、先進国である日本がこういう状況である点に関しては、理解に苦しむ」と言われたことがありました。

基本の児童養護施設や自立支援施設のあり方というものも、今後国がよく検討していく問題だと思いますが、それぞれの施設の先生方が十分協議されて、より良い方向に持っていくことを今から進めていかないと間に合わないのではないかと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。おっしゃるとおり、子どもは家庭的な環境で育つべきだという考え方が、特に欧米では当たり前となっていて、日本の施設養育が問題視されているのは事実です。ただここは市民団体から挙がってきた意見で、この後どういう文章が続くのかわかりません。どういうことでおっしゃったのか、これだけでは判断でき切れません。児童養護施設や児童相談所の一時保護など、施設での養育を肯定的に捉えているようにも読めないこともありません。こういう意見があったということも挙げるのがどういう意味があるのかということも含めて、少し考えていただいてもいいと思います。活動の中で気になることは、団体としてこういうところが気がかりだということも挙げていると思いますが、じっくりと読んで考えていきたいと思っています。もしくは読みにくいところはカッコで補うなどしてもいいかと思っています。

他にございますでしょうか。もう1点私から申し上げます。

骨子案の6ページから「岸和田市の取組の現状と課題」ということで、各人権課題に関する取組として、人権全般についてはそれぞれの課でこういった取組をしているという一覧になっています。ただこれがすべてでもないと思います。例えば9ページの「⑥被差別部落（同和地区）出身者の人権」ということで挙がっています。これを見ると、これだけではないということは十分承知していることですが、例えば人事課として「公正な採用選考」となっています。人事課が行う公正な採用選考というのは、岸和田市が職員を採用する際の公正な採用選考のことだと思います。そうすると、同和地区出身者の人権ということであると、それだけではなくて、例えば産業政策課が市内の事業所に対して公正採用に努めてくださいというような働きかけをすることも、当然、被差別部落出身者の人権にかかわってくるのだと思います。そういうことでいうと、外国籍の人の公正採用、あるいは障害のある人の公正採用、高齢者の公正採用ということも当然出てくると思います。挙げていくときりがないということにもなりますので、これを挙げる意味というものも考えてみる必要があるの

ではないでしょうか。岸和田市としてやっているのはこれだけかと誤解を与えるかもしれませんが、見た人があれもこれも抜けていると感じられるかもしれません。表し方として工夫がいるのではないかという感想を持ちました。

他にどうでしょうか。

【委員】

先ほど、子どもの人権のところですと触れられていましたが、24 ページの文章を見て「親子は一緒に暮らすことが子どもの幸せとは限らない」、これは何か問題があるから幸せではないのだらうと思います。本来でしたら子どもは親ときょうだい、仲良く家庭を築いていただければ、幸せにつながるのではないかと感じます。ただこの文章を読んでいると、親子が一緒に暮らすことが子どもの幸せにならないというような感じで捉えた場合、これがどこから続いているのかわかりませんが、ここだけの文章を見ていたら、この文章はつらいと思います。もう少し何か足すものが必要ではないかと感じました。

【会長】

ありがとうございました。言葉足らずというところもありますし、他の点でもそういったことがないのかどうかというのは、点検をしていく必要があると思います。

【委員】

今のところ特に話題が出ていますが、私も子どもの権利について取り組んでいるのでコメントしたいと思います。この文言は確かに私自身もこういうふうに思うこともあります。皆さんが言った観点とは逆の観点でも気になることがあります。親であるから〇〇しなさいとか、親だからこうしなさいというのは、社会に求められている部分もあると思うのですが、親じゃないとできないから、親はこうあるべきだというところで苦しんでいる人たちもたくさんいます。子どもが幸せに生きることが最終目標であれば、例えば家の片づけがちゃんとできない、ご飯がちゃんと用意できない人はどうしてもいらっしゃいます。それだったら適切に周りが支援をして、なんでも親だから、親がすべてやらないといけないというのは、やはりしんどくなってくる部分があると思います。私が子どものところで感じたのは、子どもは社会の子どもという言い方をしますけど、そういう考え方もあるのかな、いろいろ問題を抱える人が親としてだめだというのではなくて、ここはできないけどそこはできるというように、みんなが助け合ってお子さんがすくすく育っていく環境にできればいいと常々思っています。その観点から気になりました。

【会長】

ありがとうございました。そういう読んでいて気になる点がございましたら、事務局までお知らせしていただければと思います。

【委員】

部落差別問題ですが、同和地区が岸和田市に存在しないと言っても、出身者の人たちが岸和田市にいらっしゃらないとは限りません。部落差別問題から他の差別問題と何が違うのかを考えたときに、部落差別問題は日本の長い歴史の中に、そのときの状況によって作り出された社会問題でした。社会的に解決されるのが本来ですが、その根が深くていまだに続いている現状にあります。部落問題というのは、差別のところばかり見ても進展しないと思います。なぜ同和地区は汚いとか怖いとか、そういうことではなくて、何が部落差別問題のも

とになっているのかしっかりと考えていかないと、実際に理解したとは言えないと思います。部落文化とか、そういう視点から部落問題のもと、何が原因になっているのか、一般市民の人たちに何が原因なのかというような問いかけや、立ち止まって考えていただけるようなことも必要なのではないかと思います。そうでないと、同じところばかりぐるぐる回っていて、前に少しでも進んでいかないといけないと思います。そういうところに焦点を当てていただけたらと思います。

【会長】

今、委員がおっしゃったのは、部落問題のときの啓発での語り方に工夫が必要だということだと思います。後ほどでもいいですので、このような文言はどうだろうかというご提案も事務局にお寄せいただけたら非常にありがたいです。

他にどうでしょうか。

先ほどから市民団体のアンケートのところで、いろいろとご意見をいただきました。骨子案をずっと見ていくと、市民団体からアンケートを取ったのは、市民団体から様々な意見をもらって、それをふまえて骨子案を練っていくということで意見聴取したと思います。そうであれば、いろいろといただいた意見を箇条書きで、ずらっと並べるのは必要ないとも思えます。特にこういう意見をいただいて、これを生かしていこうとか、特徴的なものをいくつか挙げるとか、あるいは要約してこういう意見が出たということを紹介するのは必要かもしれませんが、いただいた意見をすべてではないと思いますが、並べているだけでは読んでいるほうとしても、どう後ろにつながっていくのかとったりもしますので、少し整理されたほうが良いという印象を持ちました。この点についてもよろしく願います。

他いかがでしょうか。他に意見がないようでしたらここで閉じますが、まだまだご意見をいただかないとまとめることができませんので、この後、各委員にお尋ねしたり、ご意見をいただいたりすることがあるかと思います。よろしく願います。

【事務局】

資料2ですが、本日、皆様にご意見を頂戴したいと思っていた項目についてご説明させていただきます。お時間いただいてよろしいでしょうか。

【会長】

資料2から枝番となっている1から3について、ご意見をいただかないといけませんので、ご説明よろしく願います。

【事務局】

〈 資料2, 資料2-1, 2, 3により説明 〉

【会長】

資料2の中の質問が2つあります。「1 市民や地域団体等の取組や課題の記述について」というところの、委員のみなさんのご意見の反映の仕方について「取組については、第5章の各課題の「(3) 今後の取組」のところで、個人や地域(団体)の取組として記載してよいか」。資料2-2を見ると《現状から見る課題》というところに、この審議会の委員がいろいろと指摘した意見をここに載せていくということですか。そうすると、先ほど市民団体からいただいたご意見を箇条書きで並べていくだけで、前後のつながりが読み取れなかったりしていろいろと意見が出ましたが、そういう危惧が出てくるのではないのでしょうか。委

員の意見をただ並べるだけだと意義という点で薄いという気がします、どういうイメージを持てばいいのでしょうか。

【事務局】

アンケート結果をそのまま課題として載せるイメージではなくて、あくまで課題の例として掲載するという形を想定していました。資料2-1であるように事務局が把握できていない人権課題も網羅できるような反映の仕方を考えた際に、皆様のご意見を第5章のそれぞれの項目に主な課題として、また今後の市や市民や地域の方々が取り組めることとして記載していけたらと考えています。

【会長】

委員の方々に、ご意見がございましたらお出しただけたらと思います。

私から言いますと、私たちがいろいろと指摘したことをふまえて、事務局で文章化していただくというのはイメージができます。それとは別に、私たちが指摘したものを市民団体からいただいた意見と並べて、こういう課題があるということで最後に並べるとというのが、イメージできません。それ以外にこういう課題があるということを示すということですか。

【事務局】

先ほど委員からご意見があった、手話をずっと言語として生きてこられた方の課題について皆さんと共有することができました。そういうこともこちらの課題として入れて、それを解消するための施策を文章化して書いていくというイメージにできたらと考えました。

【会長】

それともう1つ感じたのですが、追記案(1)と(2)があります。追記案(1)が《市民の皆様へ》で、追記案(2)が《地域団体の皆様へ》ということで表を作って、主な取組と取組主体を挙げています。これに関しても、市民にこうなさいと言っているふうに感じてしまうところがあるので、どうなのかという印象を持ちます。

委員のほうでどうでしょう。ご意見をいただけたらと思います。

【委員】

私も出されたものを見まして、他にはない特色のあるものを作っていいのですが、プランというものは、市が責任をもって策定し出していくものです。もちろん我々の意見をくみ取っていただくことは重要ですが、それを汲みましてプランの中に反映させていただく。そして市はどのような姿勢で臨むのかということを示すことが基本です。もちろん市民が主体的に取り組むとか、団体が取り組むということは非常に大事なのですが、書き方として先ほど会長がおっしゃったように、市民がこうなさいと受け取られるようなものは、決して好ましくない。行政が市民に対してものを言っているという印象が非常に強い。もちろん市民の協力を求めることや団体に期待することはあるかと思いますが、そのへんはいろいろあるかと思いますが、市民の皆さんが主体という書き方で出していいものなのか。いわばこれは見たことのないやり方ではありますし、相当論議していただかないといけないだろうという印象を持ちました。

【会長】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

事務局の提案というものを、私と事務局の間で詰め直しますので、よろしいでしょうか。

今、他にいろいろご意見をいただくのが、時間的に難しいので改めてご提案したいと思えます。

そうしましたら、次第4ですが、その他ありますでしょうか。

ないようです。委員の皆様につきましては、引き続きよろしく願いいたします。

これで第2回審議会を終了させていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。